

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第 3 9 2 会計隊長 秋吉 裕之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S6W1T300710		68CV1AV0001 0001					
品名 または 件名							
大型車両整備用オートリフト3年定期点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり。							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
2.00	UN						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
北熊本			8後支連 4科				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
下澤2曹 (内2431)			令和9年3月31日 (水)				

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
北熊本駐屯地第 3 9 2 会計隊事務室および西部方面隊ホームページ
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所 ： 令和8年6月30日 (火) 15時00分 会計隊 入札室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」D等級以上を有する者
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 公告の提示場所：西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊北熊本駐屯地

3 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

4 落札決定方法

- (1) 予定価格の範囲以内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。
- (2) 総品目総額（消費税抜き）により決定する。（同価の場合は抽選により決定する。）
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリ、電報等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

7 契約書等の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
 - ア 「役務請負契約条項」
 - イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - ウ 「暴力団排除に関する特約条項」

8 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札参加を希望する者は、令和8年6月25日（木）17時00分までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格（写）を提出（FAX可）すること。
- (3) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (4) 郵便入札を推奨する。
- (5) 入札日時以前に入札書を郵便（書留）により提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と朱書きして令和8年6月29日（月）16時00分までに必着となるよう「書留」により送達すること。この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。
- (6) 入札書を持参等により提出する場合の期限についても前項(5)に同じものとする。
- (7) 入札日当日に不調となり再度入札を行う場合は、別途日時を指定し、再度入札を執行する。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札の参加者にその旨を通知（FAX送付）するので、受領した旨の通知（FAX送信）をされたい。
- (8) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- (9) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (10) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。

9 問い合わせ先

- (1) 入札に関する問い合わせ先

〒861-8064

熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17-1

陸上自衛隊北熊本駐屯地

第392会計隊契約班（担当：大久保）

TEL 096-343-3141（内線3183）

FAX 096-344-8807

MAIL 392fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

- (2) 仕様書に関するお問い合わせ先

陸上自衛隊北熊本駐屯地

第8後方支援連隊4科 担当：下澤（内線2431）

調達要求番号：68CV1AV0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	WSL-PSFU300S (30 t)	仕様書番号	
		8 後支連－V0001	
大型車両整備用オートリフト3年定期点検		作成	令和7年5月13日
		変更	
		作成部隊名	第8 後方支援連隊

1 総 則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、第8 後方支援連隊において実施する大型車両整備用オートリフト（以下、リフトという）の定期点検について規定する。

1. 2 件名、規格、数量及び場所等

a) 件名

大型車両整備用オートリフト3年定期点検

b) 規格

WSL-PSFU300S (30 t) リフト

c) 数量

2機 (d) の通り)

d) 場所

北熊本駐屯地 (第2 整備大隊即応機動直接支援中隊整備工場)

1. 3 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1. 2による。

1. 3. 1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という）の定期点検要領（以下、要領書という）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む）の交換（以下、定期作業という）を含むものとする。

1. 4 引用文書（法令等）

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書1

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

リフト点検資格認定制度（社団法人 日本自動車機械工具協会）

2 整備に関する要求

2. 1 一般的要求事項

契約相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。なお、点検は必ず社団法人日本自動車機械工具協会が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2. 2 整備の種類

点検

2. 3 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の2. 3に示す標準・標準外作業方式によるものとし、標準作業表は別紙第1に示すほか、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合は、別紙第2に示す標準外作業見積書を担当者に提出し、承認を得るものとする。

2. 4 点検基準

点検基準は、当該製造会社の点検基準によるものとする。

2. 5 整備実施場所

1. 2 d) による。

2. 6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2. 7 塗装・防錆処置

塗装・防錆処置は、商慣習による。

2. 8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、錆、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

2. 9 定期交換部品等

- a) 大型車両整備用オートリフトの交換部品等については、別紙第3に示すほか製造会社の要領書による。
- b) 契約の相手方は、定期交換部品外に交換等が必要と判断した場合は、別紙第2に示す標準外作業見積書を担当者に提出し、承認を得るものとする。

3 その他

3.1 契約方の提出書類

別紙第2による。

3.2 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、別紙第2に示す無償貸付申請書により申請するものとする。

3.3 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援する。なお、第1整備大隊及び第2整備大隊の各整備工場は、装備品及び操縦者等を支援するものとする。

3.4 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLTCG-Z500002の2.9.6に基づく別紙第4により返納するものとする。なお、返納部品等は、官側（各駐屯地整備工場）の担当者が受領し、管理官と連絡・調整を実施するものとする。

3.5 保証

不良箇所（部位）の保証は、通常の使用で受領検査合格の日から1箇年とする。

3.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。

また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。なお、シール等の規格については、商慣習による。

3.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、官側の指示を受けるものとする。

3.8 駐屯地の立入り

契約の相方の駐屯地への立入りについては、当該駐屯地の定めるところによる。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の点検 2 障害物（周囲）の点検 3 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等）なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	官側の検査官が完成検査を受検する。
10	略式記録簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

提出書類等

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書※		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 Kの 5.2.1 による
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む)		—
標準外作業見積書※		—
定期点検成績書		—
交換部品証明書		—
返納書		—
品質保証書		—
注* 必要に応じて提出する。		

大型車両整備用オートリフト交換部品表

一連 番号	品名	型 式 (規格 等)	単位	数量
1	MC ウェアリング	02-05N	個	2
2	スクレーパ	02-06N	個	2
3	MC ライナー	02-08N	個	14
4	高圧ゴムホース	02-15N	本	2
5	爪 (B)	02-16N1	個	4
6	爪取付板	02-17N	個	4
7	六角穴付ボルト	02-18	個	8
8	六角ボルト用ばね座金	02-19	個	8
9	平座金	02-20	個	8
1 0	リンク	02-21N	個	4
1 1	ピン (A)	02-22N	個	4
1 2	スナップピン	02-23	個	2 0
1 3	φ 6 × 6 0 ピン	02-24N	個	4
1 4	アジャストナット	02-26N	個	2
1 5	爪解除ロッド	02-27N	個	2
1 6	六角ナット	02-28	個	4
1 7	ソレノイド	02-29	個	2
1 8	ピン (B)	02-30N	個	2
1 9	リミットスイッチ	02-40	個	2
2 0	MC ウェアリング用シム調整板 0. 2	02-63	個	2
2 1	MC ウェアリング用シム調整板 0. 1	02-64	個	2
2 2	MC ライナー用シム調整板 0. 1	02-67	個	14
2 3	単列深溝玉軸受	05-04	個	4
2 4	軸用C型止め輪	05-05	個	4
2 5	単列深溝玉軸受	05-13	個	4
2 6	トルクリミッタ	06-07N	個	1

大型車両整備用オートリフト交換部品表

一連 番号	品名	型 式（規格 等）	単位	数量
2 7	単列深溝玉軸受	06-10	個	4
2 8	ローラチェーン	06-25	本	1
2 9	ターンバックル	06-30	個	1
3 0	ワイヤクリップ	06-31	個	2
3 1	ワイヤ	06-32	本	1
3 2	滑車	06-33	個	1 1
3 3	電磁チェックバルブ A s s y	06-A-01	式	2
3 4	電磁チェックバルブ A s s y	09-A-01	式	2
3 5	ホイス用押釦開閉器	12-15	個	1
3 6	キャブタイヤコード	12-16	本	1
3 7	作動油（＃４６）１００Ｌ	X32	式	1

交換部品等の返納要領

1 交換済部品等の返納要領について規定する。

2 一般的事項

契約相手方は、交換部品等を表 1 に示す区分に分類し、品目ごとに記入札に部品名、部品番号、数量及び質量を記入する。また、それぞれ返納書を作成の上、検査官の承認を受けて、官側（整備工場担任部隊）に返納する。

表 1

分類区分	適用範囲	処置事項
使用可能品 (程度区分 1)	新品 (未使用品)	受領時の程度に防錆処置などを施して、返納する。
使用可能品 (程度区分 3)	古品 (交換済部品)	
使用不能品 (程度区分 5)	回収指定品目の 修理可能品	清掃、洗浄を施して、返納する。
使用不能品 (程度区分 7)	回収指定品目の 修理不能品	契約相手方は、修理不能理由書を作成し、検査官の確認を得た後、提出するものとする。
くず	回収指定品目以外の 修理不能品及び廃油	表 2 に示す区分により、返納する。

表 2

材質区分		処置事項
金属類	鉄製品	1 金属類、廃油などは、個別仕様書により指定する場合を除き、契約担当官等の指定する場所(補給処及び業務隊)に返納する。
	鉛製品	
	銅製品	
	黄銅製品	
	軽合金製品	2 非金属類は、別にしていたものを除き、返納しない。
	銀製品	
	鉄・非鉄金属混合製品	3 金属・非金属混合類は、調達要求指定書により指定する場合を除き、返納する。
非金属類	木製品	4 公害発生物、有害物質等を含むものについては、関係法令等に基づき、適切な処置を行い返納する。
	ゴム製品	
	繊維製品	
	ガラス製品	
	エポナイト製品	
	セルロイド製品	
	その他	
金属・非金属混合類	金属・非金属混合類	
油類	廃油など	

入 札 書

金額 ￥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
大型車両整備用オートリフト3年定期点検	仕様書のとおり。	UN	2		
	以下余白				
計					
納入（履行）場所	北熊本駐屯地	納期（工期）		令和9年3月31日	
契約保証金	（免 除）	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 秋吉 裕之 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担 当 者

連 絡 先

市場価格調査依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 秋吉 裕之 殿

住 所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

(件名:大型車両用リフト3年定期点検 納地:北熊本駐屯地)

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1 直接人件費						(合計)
作業工賃(出張費込み)	7h× 名× 日	1	式			
一般管理費等		1	式			
2 材料費等						(合計)
MC ウェアリング	02-05N	2	個			
スクレーパ	02-06N	2	個			
MC ライナー	02-08N	14	個			
高压ゴムホース	02-15N	2	本			
爪 (B)	02-16N1	4	個			
爪取付板	02-17N	4	個			
六角穴付ボルト	02-18	8	個			
六角ボルト用ばね座金	02-19	8	個			
平座金	02-20	8	個			
リンク	02-21N	4	個			
ピン (A)	02-22N	4	個			
スナップピン	02-23	20	個			
φ 6 × 6 0 ピン	02-24N	4	個			
アジャストナット	02-26N	2	個			
爪解除ロッド	02-27N	2	個			
六角ナット	02-28	4	個			
ソレノイド	02-29	2	個			
ピン (B)	02-30N	2	個			
リミットスイッチ	02-40	2	個			
MC ウェアリング用シム調整板 0. 2	02-63	2	個			
MC ウェアリング用シム調整板 0. 1	02-64	2	個			
MC ライナー用シム調整板 0. 1	02-67	14	個			
単列深溝玉軸受	05-04	4	個			
軸用C型止め輪	05-05	4	個			
単列深溝玉軸受	05-13	4	個			
トルクリミッタ	06-07N	1	個			
単列深溝玉軸受	06-10	4	個			
ローラチェーン	06-25	1	本			
ターンバックル	06-30	1	個			
ワイヤクリップ	06-31	2	個			
ワイヤ	06-32	1	本			
滑車	06-33	11	個			
電磁チェックバルブ A s s y	06-A-01	2	式			
電磁チェックバルブ A s s y	09-A-01	2	式			
ホイスト用押釦開閉器	12-15	1	個			
キャプタイヤコード	12-16	1	本			
作動油 (# 4 6) 1 0 0 L	X32	1	式			
3 物品費						(合計)
(1) ユニック車	仕様書のとおり	1	式			
(2) 廃油処分費	仕様書のとおり	1	式			
(3) 消耗品費	グリス、ウエス等	1	式			